令和２年８月農業委員会総会議事録

令和2年8月25日午後3時00分、令和2年8月農業委員会総会を弘前市りんごの家研修室に招集する。

出席委員 20名

１番　岩谷　裕子　委員	５番　白濱　不二男　委員	６番　成田　繁則　委員
８番　三上　悦治　委員	９番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員
11番　石岡　千鶴子　委員	12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員
15番　奥元　勝義　委員	16番　髙橋　貴志　委員	17番　須藤　秀人　委員
18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員	20番　兜森　弘義　委員
21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員	23番　前田　優考　委員
24番　町田　高司　委員	26番　山内　知人　委員	

欠席委員　６名

２番　成田　忠光　委員	３番　三上　幸雄　委員	４番　佐藤　耕一　委員
７番　小林　政貴　委員	14番　小田桐　明　委員	25番　佐藤　剛郎　委員

出席事務局　８名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田　明人
事務局農政係長	藤田　文明	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主事	佐藤　久明

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第51号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第52号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について

議案第53号　農用地利用集積計画の決定について

議案第54号　農用地利用集積計画策定の要請について

議案第55号　農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第56号　農地・非農地の判断について

報告第24号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

報告第25号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第26号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 2 年 8 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番成田忠光委員、3 番三上幸雄委員、4 番佐藤耕一委員、7 番小林政貴委員、14 番小田桐明委員、25 番佐藤剛郎委員の 6 名であります。ただいまの出席者数は 20 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。5 番白濱不二男委員、8 番三上悦治委員、9 番平井秀樹委員以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

議　　長　それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 51 号を議題といたします。議案第 51 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 51 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 18,374 ㎡、畑 11 件 58,916 ㎡、合計 14 件 77,290 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 3,582 ㎡、畑 3 件 22,252 ㎡、合計 4 件 25,834 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 8 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、佐藤耕一委員、白濱不二男委員、小林政貴委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件についての事情聴取を行いました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 88 番および 9 ページ、使用収益権関係、100 番について申し上げます。申請人である法人の代表は、これまでも個人として、水稲やりんごの栽培をしておりましたが、今後は、販売や出荷の際の信用力の向上のため、法人を設立し、農業経営を行うと申し述べておりました。過去には 10 年間、農業協同組合に勤務していた経験もあり、その経験を生かして、水稲・りんご・じゃがいもを栽培していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。8 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 97 番について申し上げます。借受人は、これまで 20 年間つがる市の農園で勤務しており、今回、農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんご・ブルーベリー・かぼちゃ・ねぎを栽培すると申しており、今後は勤務していた農園の指導の下、農業に従事していくという

調査委員長　事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 51 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 51 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 51 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 52 号を議題といたします。議案第 52 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　11 ページをお開き願います。議案第 52 号は、「農地転用のための所有権移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 701 ㎡で、使用収益権が、田 1 件 1,795 ㎡、畑 1 件 6,553 ㎡、合計 2 件 8,348 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 9 番について、報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 9 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定である「周辺居住者の施設等で、集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。14 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番については、農地区分が第 3 種農地で、原則許可となる農地区分です。受付番号 2 番は、第 1 種農地で、不許可の例外規定である「周辺居住者の施設等で、集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第52号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第52号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第52号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第53号を議題といたします。議案第53号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　15ページをお開き願います。議案第53号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件2,164㎡、畑2件8,444㎡、合計4件10,608㎡であります。また、使用収益権関係では、田1件4,748㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。18ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号35番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第53号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第53号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第53号は、委員会報告のとおり決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 54 号を議題といたします。議案第 54 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　19 ページをお開き願います。議案第 54 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件 29,024 ㎡、畑 5 件 36,332 ㎡、合計 12 件 65,356 ㎡であります。また、使用収益権関係では、畑 1 件 6,734 ㎡であり、内容は、農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 13 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 10 件、賃貸借 1 件、交換 2 件が整ったものであります。26 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 10 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 54 号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 54 号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 54 号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 55 号を議題といたします。議案第 55 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　27 ページをお開き願います。議案第 55 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 12,412 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　今回提出されました 2 件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターから新た

調査副委員長	な担い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
議　　長	それでは、議案第55号の配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第55号の配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第55号の配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。 次に、議案第56号を議題といたします。議案第56号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31ページをお開き願います。議案第56号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑1筆3,635㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。33ページをお開きください。番号1番の土地は、農地法の運用について、第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。 （な　し）
議　　長	それでは、議案第56号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第56号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第56号は番号1番を「非農地」と判断することに決定いたします。

議　　長　　次に、報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　35ページをお開き願います。報告第24号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田7件22,847.15㎡、畑4件79,453㎡、合計11件102,300.15㎡であります。なお、届出理由につきましては37ページ及び38ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第24号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第25号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　39ページをお開き願います。報告第25号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が畑2件528㎡であります。なお、届出理由につきましては、41ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第25号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第26号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　43ページをお開き願います。報告第26号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田2件7,851㎡、畑1件2,934㎡、合計3件10,785㎡であります。なお、解約理由につきましては、45ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第26号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時29分］